2026年８月６日

予備３０－１９

肢１

招集手続，通知必要が原則。したがって，全員が承諾しても行うべきとも。不都合，手続が迂遠，不要な事務手続を法が要求することになり私的自治に照らし問題。

迅速に手続が行えるようにする必要あり。

通知，株主の監督権を適正に行使させる趣旨。株主の権利行使のためのもの，したがって，株主が放棄できる，全員が承諾すれば省略可。

権利行使は，株主，各々の問題，多数決で決まる問題ではない点は注意する。

肢２

株主は，株主総会のメンバーであるので，議案提出が認められる。ただ濫用のおそれもある。そこで，取締役会設定会社の場合，目的に関しては少数株主権（３０３条２項），８週間前。招集通知にのせる必要があるため。

本件の場合，目的である事項に関する議案の提出。

（目的設定と目的に応じた議案の提出はレベルが違うことを確認）

この場合は，その場でも提出できる。

３日前に締め切った方が会社の事務手続の便宜が図れるが，緊急の場合，提出を認める必要があると思われる。例えば，総会直前で，不正などが判明した場合に，議案の提出を必要があるだろう。状況は日々，動くことを想定する。そうすると，当日まで，動議を認めた方が便宜と思われる。

肢３

提案したのに，通知がなされなかった，招集手続に瑕疵あり。総会全体に瑕疵があるとして，関連しない目的も取消できるか。不都合，決議があるに，当該目的が実行できないことになる。迅速性が害される。ビジネスにおいては，迅速性が勝つ。許容性，取消事由，株主の手続保障，関連性がある部分のみ認められる。

手続の実効性を伴わせるために，忘れた会社を制裁するものと考えれば，全体を取消事由と考えることもできるだろうが，事務を忘れた行為に対する会社の責任が大きすぎるように思われる。

肢４

訴えの利益，判決を得ることで解決する法的利益があるかの問題。

取消の訴え，形成の訴え。退任したので，もはや判決を得る意味がない。

悪用する場合は別だが。そこで，判例も特段の事情がない限り，訴えの利益がなくなるとする。

肢５

特別利害関係。取消事由。ただ，著しく不当でないとダメ（８３１条１項)。

理由，株主は，自己の利益のために議決権を行使できる。実質，所有者だから。

特別利害関係でも，適法が筋。しかし，あまりにも濫用的な行使を認めると，少数株主が害され，株式会社の制度も適正に機能しなくなる。そこで，限定的に取消事由となる。

この辺の理解が得れば，無効事由と比べて，軽微であることの判断はできるだろう。

予備３０－２０

肢ア

原則，取締役会が代表取締役を選解任できる。本件の定款の定めは，株主総会で選解任を認めるもので，取締役会の監督機能を弱めるもの。

肢イ

取締役全員を代表取締役に選任することは会の監督機能を弱める。取締役が全員，業務執行を行うことができることなり，監督に集中する取締役がいなくなるので。

肢ウ

取締役会が代表取締役を解職すること。監督権のそのもの。解職権を持つことで，業務執行権の濫用を防止する。

肢エ

取締役会は，本来，メンバーである取締役が招集できる。しかし，限定するということは，会の開催がしづらくなる。監督機能を弱める方向に働く。

肢オ

３か月に１回以上，開催を必要とする。取締役会の形骸化の防止。

監督機能の強化に繋がる。

予備３０－２１

肢１

総会決議で解任できる。特別決議。委任契約，解任の自由がある。

ただ，独立性を保護する必要があり，特別決議で保護している。

正当な理由は，損害賠償の問題。

肢２

会計監査人，原則，取締役会。ただ，それだと時間がかかる。会計監査を適正に進めるため，問題がある場合は，迅速に解任できる必要あり。

そこで，監査役の全員同意で解任できるとする。全員としているのは独任制があるので，それぞれの意思を尊重する必要があるためである。

肢３

取締役会の決議の省略は，可能。原則，議決が必要だが，争いがない部分について集まらないとすると，迅速性に欠ける。省略可。

もっとも，監査役が承諾していない場合は，開催必要あり。業務監査（適法性監査）を行わせる必要があるため。

肢４

監査役，業務監査（適法性監査）を行う。不正な行為があった場合は，監督機関である取締役会に報告するのが職務

肢５

原則，親会社のみ。直接の契約関係がないから。ただ，親子でやらないと粉飾の危険がある。適正に会計監査を行う必要がある。

そこで，必要がある時は，子会社も調査可能。

予備３０－２２

肢ア

利益相反取引の場合は，利益と損失の推定規定はない。

これがあるのは，競業避止。取引数が限定されている利益相反取引においては，損害額の立証の困難性の問題が生じない。

原則通り，会社側が立証すべき。

肢イ

監査役会，社外監査役と責任限定契約を結ぶときは，各監査役の同意が必要。

取締役の責任を追及する場合，会社の代表は監査役。監査役は，独立している。

そうすると，各監査役の職務内容に責任限定契約の内容が影響することになる。

したがって，各監査役の同意が必要となる。

肢ウ

第三者の場合は，過失責任。推定規定。第三者が利益を得ている場合，免責の余地を認めるべき。なお，自己責任の場合は無過失。行為はコントロールできるので。

肢エ

監査報告は適正に行うべき。したがって，虚偽の報告をした場合は，職務を怠っているので責任を負う。もっとも，一般原則によれば，請求したい第三者は，過失を立証しなければいけないことになる。ただ，これを貫くと，立証の困難性により不当な結果を招くことになる。そこで，法は立証責任の転換を図っている。

肢オ

共に責任を負うときは，連帯債務。

第三者との関係は，協力関係。それぞれが，全部責任を負うことで，第三者を保護するべき。

予備３０－２３

肢１

株式会社と異なり，合名会社は定款の認証は不要。

間接有限責任しか負わない株式会社は，厳格な手続を必要となる。

大枠を押さえていれば，回答できる。

肢２

合名会社の債権者は，営業時間内は，いつでも閲覧請求できない。

合名会社は，社員が無限責任を負うので，とくに情報提供の機会を与える必要がないためと考えられる。

肢３

合資会社の無限責任社員の場合，常に連帯して弁済の責任を負うとも思える。

ただ，取引相手はあくまでも会社と取引している。

そこで，会社に財産があれば会社に責任を負わせるべき。

当然に責任を負うとすると，わざわざ会社を作った意味がない。

肢４

合資会社，有限である以上，出資をしないと社員になれないのでは。

不都合，社員として迅速に活動できる必要があり。

許容性，合資会社の社員は，直接有限責任。債権者との関係で，自らの不履行も含めて責任を負う。したがって，出資の有無までは，不要。

肢５

合同会社，間接有限責任。資本金が減少する場合，責任の範囲が変わる。

したがって，債権者に手続保障を図るため，債権者異議手続が必要となる。

予備３０－２４

肢１

株主平等原則。１株ごとは，同じく取り扱うべき。したがって，バラバラに規定はできない。

肢２

株主平等原則。平等に取扱わないといけないのでは。不都合，数に限りがある場合に，配当ができなくなる。

できる必要性がある。許容性，現物と同等の金銭を渡せば，問題ない。

肢３

剰余金の配当は，株式ではできない。剰余金は，自己株式には行われない。

自己株式は議決権がない。剰余金配当を許すと，決議によって，持ち株比率の変更が生じ，既存株主が害される（４５４条)。また，仮に安くなった株で配当がおこなわれると，希釈により既存株式が害される。

なお，剰余金の配当等は別に，株式の価値を希釈したい場合，無償割り当て（１８６条）

肢４

中間配当，定款の定めが必要。１回よりは，中間配当できた方が，株主により利益を還元できる。認める必要があり。もっとも，中間配当が結果的に違法配当となる危険もある。

株主を利益が害される恐れもある。定款がある場合にのみ許容される。

肢５

原則，欠損の支払義務を追うのが筋。しかし，常に支払義務を追うとすると，取締役が重い責任を負うことになる。経営は，先が分からない。萎縮して配当が事実上できない可能性がある。

そこで，取締役の責任の免除を認める必要がある。

総会決議があれば，填補責任，免除となる。